

第1回危険物取扱者試験

▼対象Ⅱ一般 ▼試験日Ⅱ4月22日(日) ▼場所Ⅱ名古屋市内 ▼種類Ⅱ乙種全類・丙種 ▼申し込みⅡ①3月12日(月)～21日(水)の期間に市役所消防課または消防署・各分署にある受験願書に必要事項を記入のうえ郵送②3月9日(金)午前9時～18日(日)午後5時の期間に(財)消防試験研究センターホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)にて ▼その他Ⅱテキストの販売および事前講習会の申し込みは(社)愛知県危険物安全協会連合会ホームページ(<http://www.aikiren.jp/>)のみの受付となりました。詳細はお問い合わせください。

▼消防課
☎23局4074 FAX23局0180

あなたの身近な公共交通機関

公共交通機関をご利用ください

田原市が運行する「ぐるりんバス」は、運行時刻や路線の見直しを行いながら、使いやすいコミュニティバスを指しています。また、民間事業者による路線バスは、運行収入だけでは維

持が難しいため、国・県および市が補助金による支援を行っています。

公共交通機関は環境へも優しい乗り物です。日常の交通手段を少し見直し、積極的に活用するようにしましょう。



地域公共交通会議を傍聴できます

地域公共交通会議では、皆さんの生活に必要な交通の確保や地域の実情に合った輸送サービスの実現などのため、市や運送事業者などが協議を行っています。会議はどなたでも傍聴することができます。

▼開催日時Ⅱ3月22日(木)午前10時～ ▼場所Ⅱ市役所第1委員会室(北庁舎3階) ▼申し込みⅡ会議開始10分前までに会場にて ▼市民協働課
☎23局3504 FAX23局0180

水道指定工事店の新規追加・廃止

新規追加

・株式会社イースマイル
☎(06)66317449

廃止

・富田電器
▼水道課

☎23局3532 FAX22局3184

「空き家・空き地」の物件を募集しています

田原市では、「**空き家・空き地バンク制度**」により、「**空き家・空き地**」を所有する方と、その活用を希望する方の橋渡しを行い、市内への定住促進や活性化を目指しています。現在、活用を図りたい「**空き家・空き地**」を所有する方へ物件の募集をしています。資産の有効活用のため、ぜひ本制度へご登録ください。

募集物件

[空き家] 現在居住していない居住可能な市内の専用住宅(改修などで居住可能となる物件を含む)

[空き地] 現在使用していない市内の宅地(残存物件の除去などにより住宅が建設可能な物件を含む)

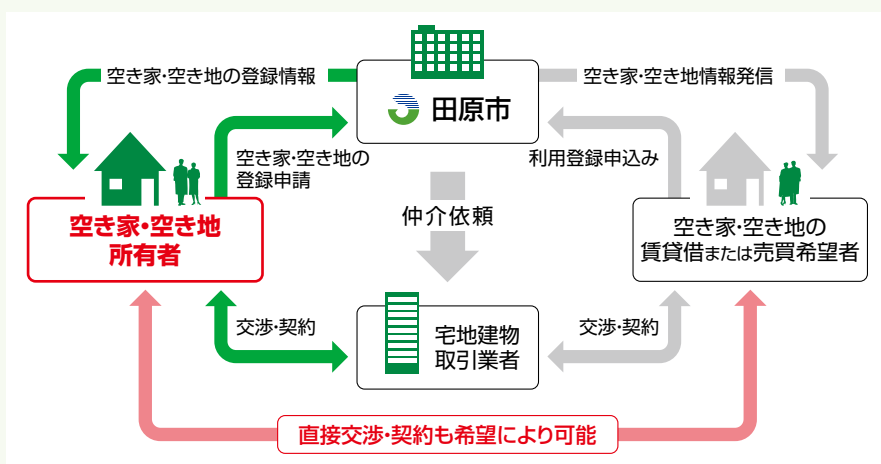
申込み

[対象者] 当該物件の売買・賃貸を行う権利のある方(法定代理人・相続人などを含む)

[申込み方法] 直接お申し出ください。詳しくはお問い合わせください。

▶ 建築課 ☎23局3527 FAX22局3811

✉ kentiku@city.tahara.aichi.jp <http://tahara.akiya-bank.idct.org/>



登録する空き家を対象として、改修費用の補助金があります。補助額は、改修費用の2分の1の範囲内で30万円が限度です。

